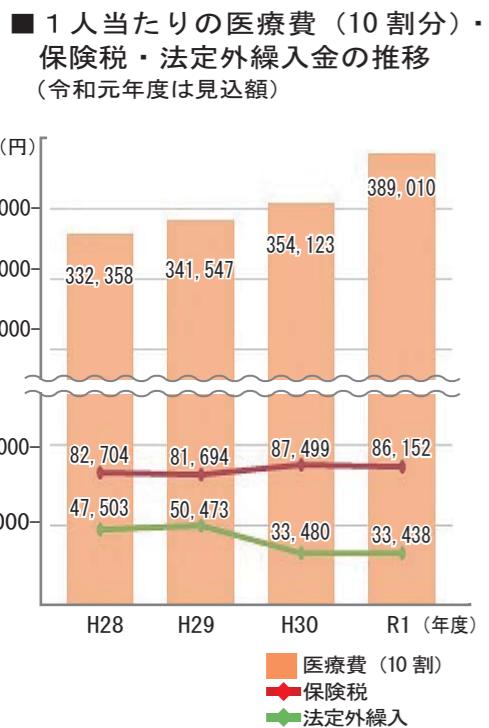


# 国民健康保険税の税率などを変更しました

問合せ 市民課保険係内 127

国民健康保険（国保）は、病気やケガをしたときに安心して医療機関にかかるよう、加入者みんなで国民健康保険税を納め、医療費を支出する助け合いの制度です。加入する方は、自営業の方や農業、漁業などを営んでいる方、退職して職場の健康保険などをやめた方、パート・アルバイトなどで職場の健康保険などに加入していない方です。



## 国保加入者の方に 「温泉センター割引利用券」 を差し上げます

希望する方は必ず、国民健康保険証を持参してください。

**配布場所** 市役所 1階市民課保険係  
※後期高齢者医療制度に加入している方（75歳以上の方）には配布していません。

### 利用可能施設

■檜原温泉センター「数馬の湯」

☎ 598-6789

■奥多摩温泉「もえぎの湯」

☎ 0428-82-7770

■秋川渓谷「瀬音の湯」

☎ 595-2614

■生涯青春の湯「つるつる温泉」

☎ 597-1126

**利用期間** 令和3年3月31日(水)まで

※利用時間などは利用券に記載しています。

**問合せ** 市民課保険係内 127

## ▼国民健康保険の運営状況

国民健康保険の運営は、東京都から示される国民健康保険事業費納付金を支払うことで、医療費の全額が東京都から交付されます。この納付金を支払うための主な財源は保険税であり、必要な保険税を確保するための税率（標準保険料率）が東京都から示されています。

しかし、下表にあるように標準保険料率と市の税率には開きがあり、この不足する保険税収入を、一般会計からの繰入金（法定外繰入）により補う厳しい状況が続いている（P8グラフ参照）。

## ▼保険税率の改定

国や東京都は、国保の財政を安定的に運営していくため「法定外繰入」を行っている市町村に対し、この繰入金の削減・解消を目的とした「国保財政健全化計画」の策定を義務付けています。

羽村市でもこの計画を策定し、東京都から示された「標準保険料率」を参考に、計画的な税率改定を行い、「法定外繰入」を段階的に削減していくことをしています。

これにより令和2年度は下表のとおり保険税率を改正することとしました。なお、1人世帯と4人世帯のモデルケースを下に掲載しています。

## ▼国保税の軽減

国保世帯の合計所得金額が一定金額以下の世帯については、国保税（均等割額）の軽減対象となります。令和2年度から軽減判定基準が一部拡大されました。

申請の必要はありませんが、住民税（市民税・都民税）が未申告の場合は軽減されませんのでご注意ください。

○7割軽減：被保険者の世帯所得金額の合計が33万円以下の世帯

## ■保険税の税率など（比較）

項目	標準保険料率	令和2年度	令和元年度	前年度比
医療分	所得割税率	7.39%	5.82%	5.54% 0.28%
	均等割額	30,294円	25,000円	24,400円 600円
	限度額	630,000円	610,000円	20,000円
後期高齢者支援分	所得割税率	2.56%	2.20%	2.09% 0.11%
	均等割額	11,422円	10,500円	10,300円 200円
	限度額	190,000円	190,000円	—
介護保険分	所得割税率	2.36%	1.99%	1.87% 0.12%
	均等割額	13,353円	12,400円	12,000円 400円
	限度額	170,000円	160,000円	10,000円

## ■国保税改正のモデルケース

### 1人世帯の場合（40歳以上 65歳未満）

年間所得額	0円	200万円	300万円	500万円
年税額	改正後	14,300円	214,900円	315,000円
	改正前	13,900円	205,300円	300,300円
	引上額	400円	9,600円	14,700円

※所得0円は申告済みで7割軽減を適用した場合

### 4人世帯の場合（両親40歳以上、子ども2人）

年間所得額	0円	200万円	300万円	500万円
年税額	改正後	50,000円	300,400円	433,900円
	改正前	48,700円	288,700円	416,400円
	引上額	1,300円	11,700円	17,500円

※所得0円は申告済みで7割軽減を適用した場合